

意見具申（案）

1．昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、昭和29年の復興計画以来、数次にわたり振興開発のための計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

2．これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、地域住民の生活水準が向上したほか、高付加価値型農業や焼酎産業の進展等もみられる。特に、現在の奄美群島振興開発特別措置法により振興開発計画の策定主体が国から県に移行し、地域住民の参画も得て関係地方公共団体により主体的な計画が策定された。このため、そうした計画等に基づき自立的経済社会への転換を目指して地域の特徴や伝統文化を踏まえた観光や交流活動等が積極的に展開され、自立的発展について、その萌芽がみられる等一定の成果をあげている。

3．今後の奄美群島の振興開発においては、より一層の自立的発展に向けて、地域主体の取組の定着を図ることが重要である。具体的には、奄美群島では、これまで不利性としてとらえられてきた地理的、自然的条件等を他の地域に無い優位性のある魅力と資源としてとらえ、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりが広がってきたが、さらに、地域の主体的取組を一層進めるため、ボランティアやNPO等とともに「新たな公」を育むシステムの構築を行うことが必要である。

4．一方、奄美群島においては、本土との間に所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差がまだまだ残されている等様々な課題がある。特に若年層の人口流出が続いていることから、産業の発展等によりこの層を中心とした雇用機会の拡大を図ることが引き続き自立的発展に向けての大きな課題となっている。また、奄美群島内の均衡ある発展という観点から引き続き社会資本等の整備を各島において進めていく必要がある。

5．雇用機会の拡大については、地域の特性を踏まえた地域産業の振興開発を進めるとともに、人材育成を図ることが重要である。この観点から、特に、農業については、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業の進展を図ること、観光については、地理的に東アジアに開かれた位置にあるという利点を生かすとともに沖縄等奄美群島近隣地域との連携を図ることや奄美群島固有

の自然・文化を生かすこと、情報通信については、情報通信基盤の整備を進めるとともに情報通信技術の活用による産業の振興を図ることが重要である。また、情報通信技術を活用して離島においても競争力がある高付加価値な製品を生産する企業の誘致を図ることも重要である。

6．奄美群島の自立的発展を促すためには、総合的かつ戦略的な諸施策の実施が必要であり、このため、引き続き、ハード施策とソフト施策を一体的に実施することが必要である。特に、ソフト施策については、ハード施策の効用を最大化するため、産業の活性化、人材育成、二地域居住等の地域間交流の促進等を図り、奄美群島の特徴や魅力を積極的かつ印象深く情報発信することが重要である。

一方、奄美群島の豊かな自然を守るため、環境保全のための施策に積極的に取り組むことが必要である。

7．以上のような施策を展開していくためには、振興開発計画に関し、地域住民の参画と地元の自助努力を基にした、鹿児島県や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、各種施策を効果的に実施することが必要である。このため、政府は、関係地方公共団体と協力して平成21年度以降の奄美群島の振興開発のため、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。なお、この際、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和も考慮すべきである。

8．なお、独立行政法人奄美群島振興開発基金については、奄美群島で融資・保証業務を一元的に行う機関であり、一定規模の産業資金を供給する等同群島の振興開発に重要な役割を果たしてきたが、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）を踏まえ、自己収入の増加等により財務状況の健全化を一層進める一方、地方公共団体等様々な機関とのネットワークを構築し、資金需要の掘り起こし機能や企業のコンサルタント的役割を強化して起業段階にあるベンチャー企業や事業転換又は事業の多角化を図ろうとする企業をはじめとする地域の事業者を支援する等地域に密着した金融業務を行うべきである。

9．また、奄美群島が自立的発展を着実に実現していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討するべきである。